佐賀県教育庁組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成25年12月27日

佐賀県教育委員会委員長 牟 田 清 敬

## 佐賀県教育委員会規則第 11 号

佐賀県教育庁組織規則の一部を改正する規則

佐賀県教育庁組織規則(昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下級の部分である。	
改正前	改正後
(課の分掌事務)	(課の分掌事務)
第5条 課の分掌事務は、次のとおりとする。	第5条 課の分掌事務は、次のとおりとする。
教育政策課	教育政策課
(1)~(9) 略	(1)~(9) 略
教職員課	教職員課
(1)~(9) 略	(1)~(9) 略
学校教育課	学校教育課
(1)~(6) 略	(1)~(6) 略
(7) 全国高等学校総合体育大会 <u>の開催</u> に関すること。	(7) 全国高等学校総合体育大会に関すること。
(8)~(15) 略	(8)~(15) 略
文化財課	文化財課
(1)~(6) 略	(1)~(6) 略
教育支援課	教育支援課
(1)~(11) 略	(1)~(11) 略
(室)	(室)
第6条 教育政策課に県立高校再編整備推進室及び教育情報化推進	
室を、学校教育課に人権・同和教育室及び全国高校総体推進室を	室を、学校教育課に人権・同和教育室を置く。
置く。	
2 略	2 略

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。